

医政地発 1205 第 1 号
平成 28 年 12 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制構築に係る指針について

ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第 2 条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）であって救助を業務とするものをいう。以下同じ。）の運航については、これまで「航空法施行規則第 176 条の改正に伴うドクターヘリの運航について（通知）」（平成 25 年 11 月 29 日付け医政指発 1129 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）により、適切な対応をお願いしており、各都道府県単位でのドクターヘリの運用体制の整備を進めていただいているところである。

一方、東日本大震災において課題とされた大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制については、いまだ各都道府県においてその体制整備が進んでいない状況にかんがみ、今般、別添「大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針」を策定した。貴職におかれては、本指針の内容について御了知いただくとともに、ドクターヘリを活用する医療機関に対する必要な指導並びに消防機関及び関係団体等に対する周知をお願いする。

なお、平成 28 年熊本地震におけるドクターヘリの運用状況等については、現在関係者等においてその課題等について検証が行われているところであり、この検証等を踏まえて改めて本指針を改定しうることを申し添える。

大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針

はじめに

災害時におけるドクターヘリの運用については、東日本大震災におけるドクターヘリによる被災地活動を受けて、「災害医療等のあり方に関する検討会」等において検討され、①消防機関等からの要請がなければ緊急出動ができないこと、②災害時におけるドクターヘリの運航要領が各都道府県で策定されていないこと、③大規模災害時における全国規模でのドクターヘリの運用体制が確立されていないこと、が課題とされた。

このうち、①については、「航空法施行規則の一部を改正する省令」（平成25年国土交通省令第90号）により、ドクターヘリが航空法（昭和27年法律第231号）における捜索又は救助のための特例の対象とされ、消防機関等の依頼又は通報を待たずに出動ができることとなり、円滑な運航が可能となったところである。また、②については、「航空法施行規則第176条の改正に伴うドクターヘリの運航について（通知）」（平成25年11月29日付け医政指発1129第1号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「平成25年通知」という。）において、各道府県においてドクターヘリの運航要領を策定することとしており、各都道府県単位での運用体制の整備が進んでいるところである。

一方で、大規模災害時には、被災地域の医療提供体制の確保とともに、複数のドクターヘリのみならず警察や消防、自衛隊等の多数のヘリコプターが協調して安全かつ効果的に活動する必要があることから、大規模災害時のドクターヘリ運用体制の整備には未だ課題が残る。

このため、大規模災害時にドクターヘリが効果的かつ効率的に活動ができるよう、全国からの参集方法や参集後の活動方法等を含むドクターヘリ運用体制の構築に係る指針を提示する。

第1 総則

1 適用範囲

本指針は、全国規模でドクターヘリの運用が必要となる、南海トラフ地震、首都直下地震又はこれらと同程度の大規模災害が発生した際に適用されることを想定している。また、発災時に被害状況が確認できない状況で、当該災害が上記と同程度の大規模災害に当たる可能性がある場合において

も、本指針に沿って活動することが望ましい。

2 指針の取扱い

本指針は、ドクターヘリの配備状況、災害医療体制の整備状況、図上訓練を含めた累次の訓練での検証結果等を踏まえ、より適切な指針へと改訂していくものとする。

なお、本指針は、大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る基本的な事項について定めるものであり、都道府県等による自発的な取組を制限するものではない。

3 用語

- ・ ドクターヘリ基地病院（以下「基地病院」という。）
救命救急センターであって、ドクターヘリを配備している病院。

- ・ ドクターヘリ基地病院地域ブロック
大規模災害時における被災地へのドクターヘリの派遣を効率よく行うため、全国を地域ブロックに分けたもの。平成28年12月1日現在の、地域ブロック及び地域ブロックごとの基地病院を別表に示す。別表は、必要に応じ厚生労働省において更新するものとする。

- ・ ドクターヘリ連絡担当基地病院（以下「連絡担当基地病院」という。）
大規模災害時における被災地へのドクターヘリ派遣を効率よく行うため、ドクターヘリ基地病院地域ブロック内で、ドクターヘリの派遣、待機等のドクターヘリによる被災地活動の調整を行う病院。

- ・ 航空運用調整班
被災都道府県災害対策本部内に設置される航空機の運用を調整する内部組織。警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊等が入手した被災地の情報を被災都道府県災害対策本部等に提供する。

- ・ ドクターヘリ調整部
被災都道府県災害対策本部内に設置されたDMAT都道府県調整本部の内部組織として設置される。また、航空運用調整班にも所属し、警察、消防、自衛隊等と航空機運用に関して情報共有、連携を行う。

- ・ **ドクターヘリ本部**

被災地の基地病院等に設置、又は被災地に基地病院が無い若しくは基地病院が被災し機能していない場合は、DMAT都道府県調整本部の下に、DMAT・SCU（注1）本部、DMAT活動拠点本部（注2）とともに設置され、ドクターヘリ調整部の指揮下でドクターヘリに関する運用調整を行う。

（注1）航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）

航空機での搬送に際して、患者の症状の安定化を図り搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して都道府県により設置される。

（注2）DMAT活動拠点本部

参集したDMATの指揮及び調整、管内におけるDMAT活動方針の策定、管内の病院の被災情報の収集等を行う目的で、DMAT都道府県調整本部の指揮下で、必要に応じて、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数箇所設置される。

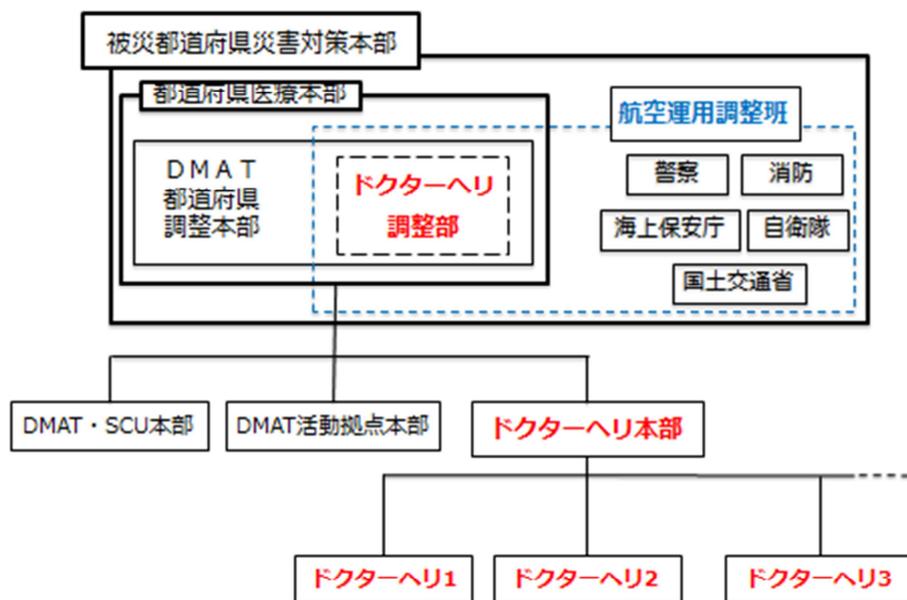


図1 被災都道府県災害対策本部におけるドクターヘリ関連部門の体制

第2 平時からの体制整備について

都道府県は、災害時のドクターヘリの運用について、平成25年通知を参照し、運航要領を定めることとする。また、災害時に速やかなドクターヘリの運用が可能となるように、平時から所属する地域ブロック内の関係機関や近接する他道府県との相互応援、共同運用等の協定締結に努める。

さらに、都道府県は、大規模災害の発生に伴う他地域からのヘリコプター等の参集に備え、複数機のヘリコプター等が安全に離着陸可能な参集拠点や給油場所の指定、無線を始めとする連絡手段や燃料の確保などについて、あらかじめ関係機関と調整し、地域防災計画等に反映しておくことが望ましい。

第3 大規模災害時の参集方法について

1 原則

被災都道府県は、必要と判断された場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第74条に基づき、ドクターヘリの派遣について、他の都道府県に応援を求めることができる。

2 単一都道府県の発災時

単一都道府県での発災時には、被災都道府県災害対策本部、連絡担当基地病院及び基地病院は次のような体制をとる。

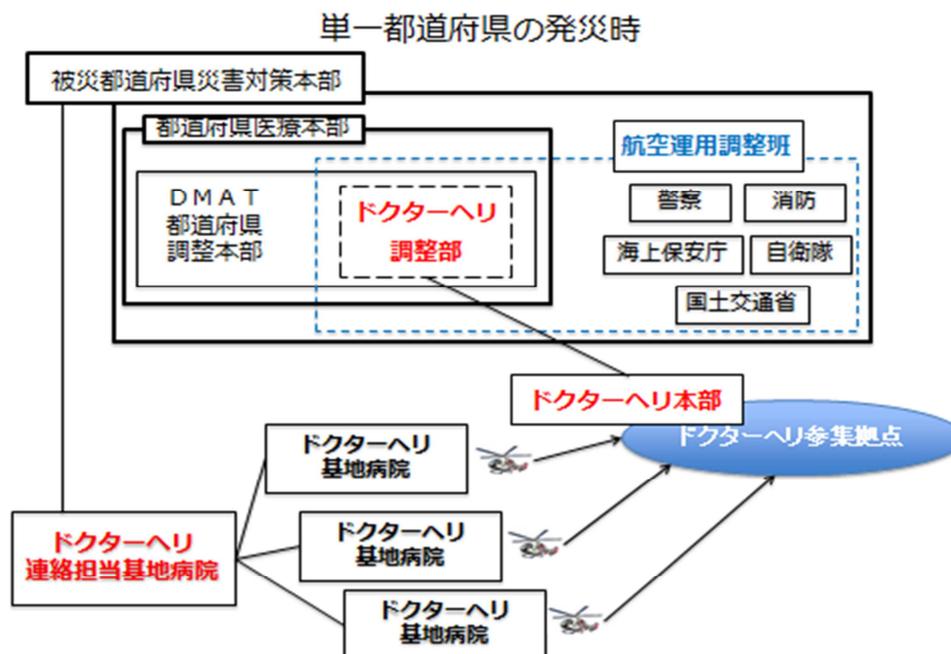


図2 単一都道府県発災時のドクターヘリ運用体制

- ① 発災後、被災都道府県災害対策本部はドクターヘリのニーズの把握に努め、航空運用調整班で、安全を確保するための調整等を行った上で、当該被災都道府県災害対策本部が所属する地域ブロックの連絡担当基地病院にドクターヘリの派遣を要請する。また、派遣されるドクターヘリの参集拠点を指定する。
- ② ドクターヘリ調整部は、航空運用調整班においてドクターヘリの活動エリア、活動内容等に関して警察、消防、自衛隊等の関係機関と調整を行い、また、都道府県医療本部、航空運用調整班等を通じて得た被災都道府県内のドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部への活動指示等を行う。
- ③ 被災都道府県災害対策本部から要請を受けた連絡担当基地病院は、地域ブロック内の基地病院と、ドクターヘリの参集拠点への派遣又は待機の調整を行う。
- ④ 連絡担当基地病院から連絡を受けた基地病院は、当該基地病院の所属する道府県に連絡をし、運航会社と調整した上で、派遣の可否を決定する。

なお、連絡を受けた基地病院の所属する道府県が、派遣先の被災都道府県とドクターヘリ運航に関する協定を結んでいない場合には、当該基地病院の長から基地病院の所属する道府県知事に当該派遣に関する了承を得る。
- ⑤ ドクターヘリ参集拠点に参集したドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指揮下で、被災地での活動を行う。
- ⑥ 被災都道府県災害対策本部は、被災都道府県が所属するブロック内のドクターヘリ派遣数よりも多数のドクターヘリが必要であると判断する場合には、被災都道府県が所属する地域ブロックの連絡担当基地病院へ、他地域ブロックからのドクターヘリ派遣についての調整を要請する。要請を受けた連絡担当基地病院は近接する他地域ブロックの連絡担当基地病院に、当該ブロックへのドクターヘリ派遣調整の連絡を行う。

また、被災都道府県災害対策本部は、他地域ブロックからのドクターヘリ派遣を要請していることを、厚生労働省へ連絡する。

3 複数都道府県の発災時

複数都道府県の発災時には、厚生労働省、被災都道府県災害対策本部、連絡担当基地病院及び基地病院は次のような体制をとる。

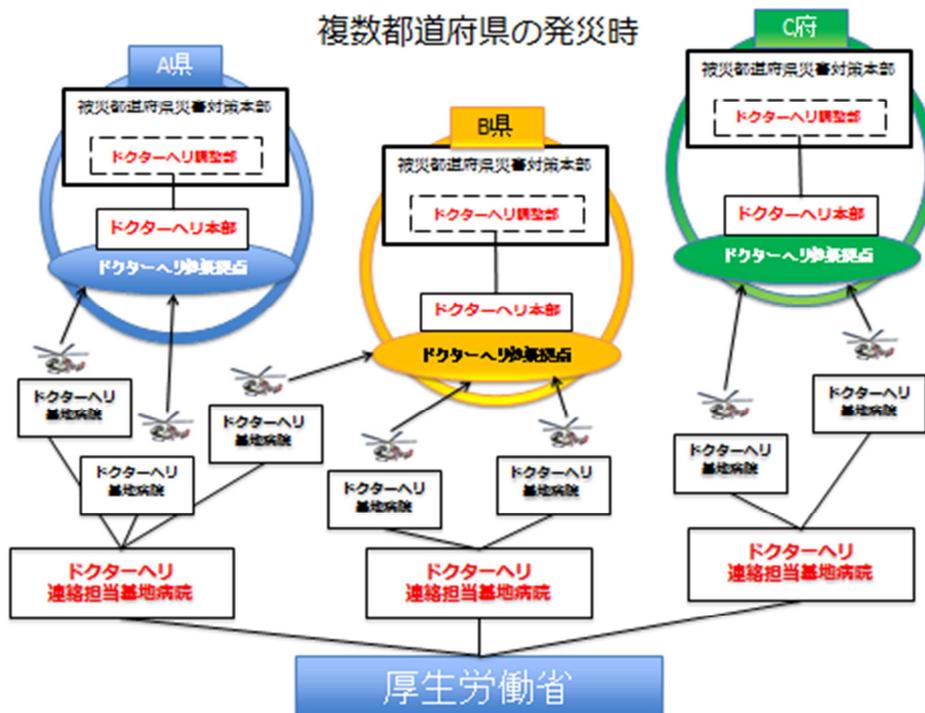


図3 複数都道府県発災時のドクターヘリ運用体制

- ① 複数の都道府県での発災の場合には、厚生労働省から、各被災都道府県災害対策本部に対し、複数の都道府県での発災である旨の連絡を行う。また、厚生労働省は被災都道府県から概ね300キロメートル圏内にある地域ブロックの連絡担当基地病院に連絡し、派遣可能なドクターヘリの機数等の情報を集約する。
- ② 連絡を受けた被災都道府県災害対策本部は、当該都道府県におけるドクターヘリのニーズを確認し、厚生労働省へ報告及び派遣要請を行う。また、派遣されるドクターヘリの参集拠点を指定する。
- ③ 各被災都道府県のドクターヘリ調整部は、航空運用調整班においてドクターヘリの活動エリア、活動内容に関して警察、消防、自衛隊等の関係機関と調整を行い、また、都道府県医療本部、航空運用調整班等を通じて得た被災都道府県内のドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部への活動指示等を行う。
- ④ 厚生労働省は、被災都道府県災害対策本部からドクターヘリのニーズに関する報告及び派遣要請を受けた後、連絡担当基地病院にドクターヘリの派遣調整を依頼する。
- ⑤ 連絡担当基地病院は、厚生労働省の依頼に従い、地域ブロック内の基地病院と、ドクターヘリの参集拠点への派遣又は待機の調整を行う。

- ⑥ 連絡担当基地病院から連絡を受けた基地病院は、当該基地病院の所属する道府県に連絡をし、運航会社と調整した上で、派遣の可否を決定する。
- なお、連絡を受けた基地病院の所属する道府県が、派遣先の被災都道府県とドクターヘリ運航に関する協定を結んでいない場合には、基地病院の長から当該基地病院の所属する道府県知事に当該派遣に関する了承を得る。
- ⑦ ドクターヘリ参集拠点に参集したドクターヘリは、各被災都道府県のドクターヘリ本部の指揮下で、被災地での活動を行う。
- ⑧ 各被災都道府県災害対策本部は、厚生労働省に対し、ドクターヘリのニーズを随時報告する。
- ⑨ 厚生労働省は、第2陣、第3陣のドクターヘリ派遣を速やかに行うことができるよう、被災都道府県から概ね300キロメートル圏外にある地域ブロックの連絡担当基地病院と、対応可能なドクターヘリについて、情報共有を行う。

第4 被災地内でのドクターヘリの活動について

1 連絡体制

参集拠点へ参集したドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指揮下で活動する。

被災地に参集した後のドクターヘリが警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力しつつ、被災地のニーズに沿った活動を行う事ができるよう、航空運用調整班の一員であるドクターヘリ調整部が、当該関係機関との調整を行う。ドクターヘリ調整部は、被災都道府県災害対策本部での決定事項をドクターヘリ本部へ連絡し、具体的な活動について指示する。

ドクターヘリのみでは患者搬送等に対応できない場合には、ドクターヘリ本部からドクターヘリ調整部に連絡し、連絡を受けたドクターヘリ調整部は航空運用調整班へ協力依頼を行う。

2 ドクターヘリスタッフ

ドクターヘリは、派遣元のドクターヘリスタッフ（操縦士、整備士、医師、看護師）による活動を原則とし、搭乗する医師又は看護師はDMAT隊員であることが望ましい。また、操縦士、整備士、本部活動等を行うCS（コミュニケーションスペシャリスト）はDMAT補助要員として活動する。

派遣元ドクターヘリスタッフ以外の医療従事者であってドクターヘリ内

で活動する者は、原則として、平時からドクターヘリスタッフとして活動実績のあるDMA T隊員とする。

3 活動終了

ドクターヘリは、各々が所属するドクターヘリ本部の指示に従い、活動を終了する。

派遣されたドクターヘリ全体の活動終了については、被災都道府県災害対策本部がドクターヘリ調整部の助言を踏まえて決定する。

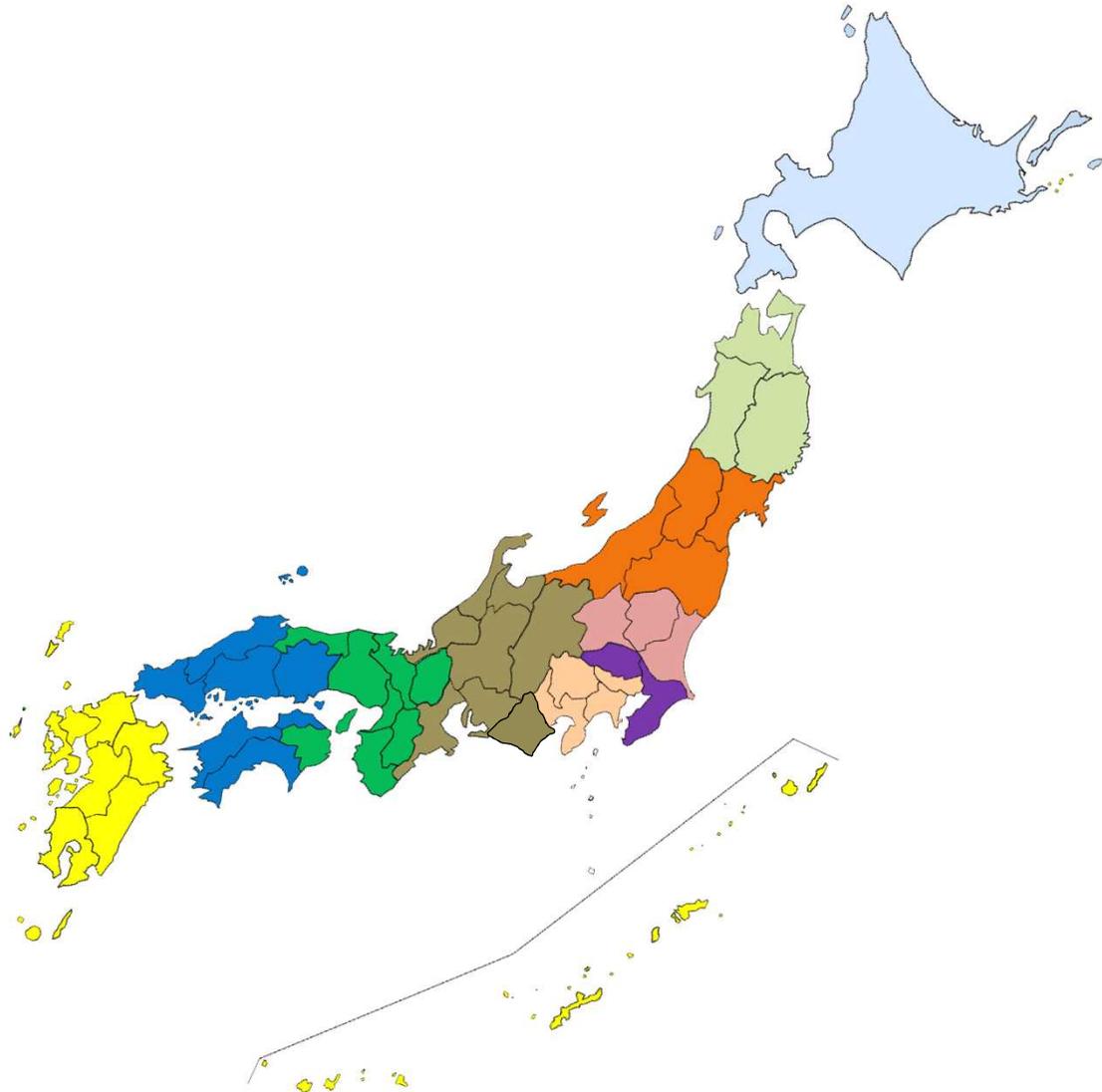
4 その他の留意点

ドクターヘリは、派遣元の道府県の運航要領を遵守して運航する。また、派遣元の知事等による指示があった場合には、被災都道府県災害対策本部との調整を図った上で、当該指示に従う。

ドクターヘリの運用については、運航上の安全確保に係る運航会社の判断が最優先されなければならない。

ドクターヘリ基地病院地域ブロック (H28. 12. 1時点)

別表



都道府県	連絡担当 基地病院	基地病院
北海道		手稲溪仁会病院
		市立釧路総合病院
	○	旭川赤十字病院
		市立函館病院
青森県	○	八戸市立市民病院 青森県立中央病院
岩手県		岩手医科大学附属病院
秋田県		秋田赤十字病院
宮城県		東北大学病院、独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター
山形県		山形県立中央病院
福島県	○	公立大学法人福島県立医科大学附属病院
茨城県		独立行政法人国立病院機構水戸医療センター・水戸済生会総合病院
栃木県		獨協医科大学病院
群馬県	○	前橋赤十字病院
埼玉県		埼玉医科大学総合医療センター
千葉県		国保直営総合病院君津中央病院
	○	日本医科大学千葉北総病院
神奈川県	○	東海大学医学部附属病院
新潟県		新潟大学医歯学総合病院
山梨県		山梨県立中央病院
長野県		佐久総合病院
		信州大学医学部附属病院
岐阜県		岐阜大学医学部附属病院
静岡県		順天堂大学医学部附属静岡病院
(※)	○	聖隷三方原病院
愛知県		愛知医科大学病院
三重県		三重大学医学部附属病院・伊勢赤十字病院
富山県		富山県立中央病院
滋賀県		済生会滋賀県病院
大阪府	○	大阪大学医学部附属病院
兵庫県		公立豊岡病院
		兵庫県立加古川医療センター・製鉄記念広畑病院
和歌山県		和歌山県立医科大学附属病院
島根県		島根県立中央病院
岡山県	○	川崎医科大学附属病院
広島県		広島大学病院
山口県		山口大学医学部附属病院
徳島県		徳島県立中央病院
高知県		高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
福岡県	○	久留米大学病院
佐賀県		佐賀大学医学部附属病院・佐賀県医療センター好生館
長崎県		独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター
熊本県		熊本赤十字病院
大分県		大分大学医学部附属病院
宮崎県		宮崎大学医学部附属病院
鹿児島県		鹿児島市立病院
沖縄県		浦添総合病院

※ 静岡県は静岡市を含む東部地域と西部地域の2ブロックに区分